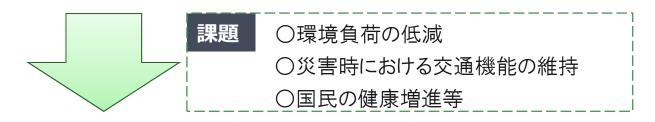
自転車活用推進法と国・県の動向

1. 自転車活用推進法の概要

●これまで、「自転車道の整備等に関する法律」(昭和45年法律第16号)や「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(昭和55年法律第87号)に基づき、大規模自転車道の整備、交通事故対策、放置自転車対策等を推進してきた。



自転車活用推進法(平成28年法律第113号)の施行

平成29年5月

基本理念

- ○自転車は、二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的
- ○自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果
- ○交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- ○交通安全の確保



1. 自転車活用推進法の概要

基本方針 以下の施策を重点的に検討・実施

- ①自転車専用道路等の整備
- ③シェアサイクル施設の整備
- ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等
- ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 ⑧交通安全に係る教育及び啓発
- ⑨国民の健康の保持増進
- ①公共交通機関との連携の促進
- (13)自転車を活用した国際交流の促進
- (15)その他特に必要な施策

- ②路外駐車場の整備等
- ④自転車競技施設の整備

- ⑩青少年の体力の向上
- ⑩災害時の有効活用体制の整備
- (4)観光来訪の促進、地域活性化の支援

自転車活用 推進計画

- : 基本方針に即し、計画を閣議決定し、国会に報告 ·政府
- · 都道府県· 市区町村: 区域の実情に応じ計画を定めるよう努める

自転車活用 推進本部

- ・国土交通省に、自転車活用推進本部を設置
- ・本部長は国土交通大臣、本部員は関係閣僚とする

附則で定め られた 検討事項

- ・白転車活用推進を担う行政組織の在り方の検討・必要な法制上の措置
- ・白転車の運転に関しての道路交通法違反行為への対応の在り方
- ・自転車の運行により人の生命等が害された場合の損害賠償保障制度

1. 自転車活用推進法の概要

自転車交通の役割拡大による 目標1 良好な都市環境の形成 サイクルスポーツの振興等による 目標2 活力ある健康長寿社会の実現 サイクルツーリズムの推進による 目標3 観光立国の実現 自転車事故のない 目標4 安全で安心な社会の実現

2. 第2次自転車活用推進計画の策定

第2次自転車活用推進計画では、前計画から下記の取組を更に強化することとしている。

- ○コロナ禍における通勤・配達目的での自転車利用ニーズの高まり
- ○情報通信技術の飛躍的発展
- ○高齢化社会の進展等の昨今の社会情勢の変化

計画の構成は、4つの目標は前計画を踏襲しつつ、新たな施策として、

「多様な自転車の開発・普及」「損害賠償責任保険等への加入促進」

を追加している。

2. 第2次自転車活用推進計画の策定

●計画期間

長期的な展望を視野に入れつつ、令和7(2025)年度まで

●その他

- ・法第11条に基づく市町村自転車活用推進計画(以下「地方版推進計画」という) の策定を促すとともに、地方版推進計画に位置付けられた施策の実施に当たっ ては、国、地方公共団体、公共交通事業者その他の事業者、国民等が相互に連 携が図られるように、国の地方支分部局をはじめとする関係者に対して要請
- ・国は、施策の実施に必要な財政上の措置等を講じるとともに、その負担の在り方について検討を行う。また、本計画に基づき、民間団体等が実施する取組に対して必要に応じて支援策を講じる。

~いばらき自転車活用推進計画の策定~

●目指すべき将来の姿

「誰もが安全・快適に自転車を活用することができる地域社会の実現」

・行政だけでなく、民間事業者や大学、NPO、 地域住民などの様々な主体が参加しやすい 環境をつくり、これらの主体が一体で取り組む ことができる指針として策定

●自転車ネットワーク

- ・本市内にも岩瀬駅から国道50号線沿道等
- ・矢羽根や道路標識が設置





●ヒルクライムを対象
のルートを設定・整備

~峠道パンフレット~





~自転車通行環境整備ガイドライン~

(1)走行空間の明示

名称 路面標示 矢羽根・ピクト (市街部) ●自転車走行空間を明示するとともに、自転車ネットワークのルート案内の役 割を付加する。 ●いばらき自転車ネットワーク上に設置する。 ●市街部の単路部では80m間隔で設置する。ただし、交差点手前では、交差点付 近の幅寄せと巻き込みへの注意喚起を目的として、停止線を起点として 0m \rightarrow 30m(レーンマーク実線終端) \rightarrow 60m間隔(付加車線のすりつけ長)とする。 ●交差点内は4隅への設置に加え、横断する方向に約5m間隔での設置も行う。 ●路側帯幅が 1.5m以上の場合は、外側線の歩道側に設置し、1.5m未満の場合 は、車道側に設置する。 ●外側線が摩耗や劣化等により見えにくくなっている区間は、視認性と連続性 が保たれるよう、矢羽根の整備と合わせて、外側線の塗り替えを行う。 デザインサイズ ピクト A道路 路侧带 步道 路側帯 步道 150未満 150以上 → 路肩 → 路肩 . 75 路側帯幅が 150 cm以上の場合は外側線の 路側帯幅が 150 cm未満の場合は外側線の 歩道側に「矢羽根型路面標示」を設置する 車道側に「年羽規型路面標示」を設置する 設置イメ 80m 30m 15~30m 80m

(2)危険個所対策

①急カーブ

●矢羽根設置により急カーブを事前に認知

- ・自転車走行空間を明示するとともに、自転車ネットワーク のルート案内の役割を付加します。
- ・さらに、カーブ区間であることを事前に明示することにより、安全性を確保します。(急カーブ手前の直線区間に失羽根を2枚並べる)



②道路改修

●グレーチングの改修により転倒を回避

- 特に、幅が狭いロードバイクのタイヤがグレーチングの隙間に挟ま るなどの危険を避けるため、自転車走行空間の安全性を確保します。
- ・タイヤが挟まらないようなグレーチングに改修を行っていきます。



●マンホール蓋の改修により転倒を回避

- ・マンホール蓋等のすべりによって、自転車の転倒を避けるため、自 転車走行空間の安全性を確保します。
- ・自転車が走行する路面はできるだけ滑りにくい構造とするため、ス リップによる転倒防止のためのすべり止め加工を行っていきます。



●ハンプ等の設置により自動車の速度を抑制

- ・特に、自動車と自転車の接触の恐れがある区間でハンプ、狭さく、 シケイン等の物理的デバイスを設置します。
- ・設置の際には、自転車や歩行者、車いすの通行に配慮した通行空間 を確保します。



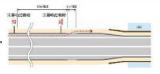
●舗装の修繕により転倒を回避

- ・舗装の凹凸や土砂、草などによって、自転車の転倒を避けるため、 自転車走行空間の安全性を確保します。
- サイクリストにとって安全で円滑な走行空間設置となるため、舗装の修繕や除草、土砂払いなどを実施します。



●歩道の切り下げ等により路肩縮小区間の走行を回避

- ・路肩が縮小される区間の手前では、その存在を知らせるととも に、必要に応じて、歩道に誘導できるよう安全性を確保します。
- ・路肩が縮小される橋梁区間やトンネル区間の手前では、歩道の切り下げ等を行います。



~自転車通行環境整備ガイドライン~

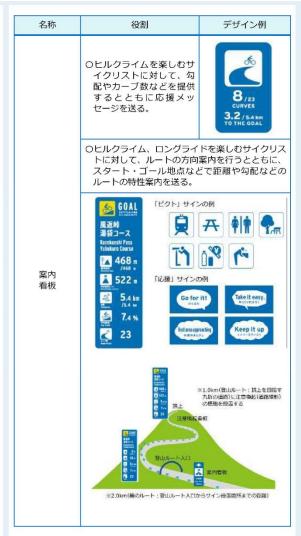
(1)案内標識

(2)注意喚起標識

(3)その他(峠道での案内)

名称	役割	デザイン
交差点名 表示板	〇ルート案内を行う信号交 差点で交差点名を明らか にする。	1200 BIRSTIN
ルート案内板 (予告)	〇ルート上で右左折する交差点や迷いやすい交差点で案内を行う。 〇交差点手前50mで予告し、手前10mで案内、分岐よたは右左打後に確認のためのルート名、進行方向を明示する。	<u>~</u>
ルート案内板 (案内)		10m
ルート案内板 (確認)		
ルート案内板 (単路部確認)	〇ルート上で分岐点や右左 折の案内がない区間が 5km以上続く場合、その 中間点を目安に確認ため の案内を行う。	上の(確認)と同じ
距離標	〇いばらき自転車ネット ワークで起点としている 地点からの距離を5km間 隔を目安に明示する。	100 L
ルート案内板	○鉄道駅や空港、道の駅などの拠点施設において、 ルートの概要や広域的な ルート案内を行う。	NATIONAL PROPERTY OF THE PROPE
拠点施設 休憩施設 観光施設 案内板	○拠点、休憩、観光施設の 方向や距離を案内する。	### ##################################
施設案内板	○不特定多数の人が出入り する交通施設や商業施設 などの方向と距離を案内 する。	1.710

名称	役割	デザイン
急カーブ注意	○急なカーブ、見通しの悪 いカーブの手前直線区間 で事前にカーブの存在を 知らせる。	を を を を を を を を を を を を を を
狭幅員注意	○道路幅員が狭くなる地点 の手前直線区間でその存 在を知らせる。	組寄せ注取 datable services
歩行者注意	○人が集まり、出入りが激 しい公共施設の手前や道 路に面した小学校の出入 口の手前でその存在を知 らせる。	歩行者注意 PERCENSIA GROSSAS
急勾配注意	○急勾配が続く手前の直線 区間でその存在を知らせ る。	49配注意 ITEEP OLL DOOR
合流注意	○見通しの悪い無信号交差 点や変則交差点などで自 動車との接触の恐れがあ る地点を知らせる。	會議注意 MERIGING
左側通行遵守	Oサイクリストに対して左 側を走行するよう周知す る。	ENERA MATE
路面凹凸注意	○路面状況が悪くなる区間 を事前に知らせる。	MA注意 NOOGH SERFACE
自転車横断注意	○自転車が人や車と錯綜す る区間において、歩行者 や車のドライバーに対し て注意を促す。	新新車機能注意 BCVLLE CROSSING
自転車 止まれ	〇自転車が止まらないこと により、自動車や歩行者 と接触のおそれがある危 険箇所を事前に知らせる。	自転車とまれ CHAIN WOS SIDE



~つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会~

- ●「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を核に、誰もが多様にサイクリングを楽しむことができる日本一のサイクリングエリアの形成を目指している。
- ●行政機関だけではなく一般企業や関係団体等も新たに加えた推進組織として 「つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会」を設立

主な事業内容

- ○誘客促進活動事業 (周遊スタンプラリー、沿道花植え運動等)
- ○走行·回遊環境等の整備に係る連絡·調整 (路面法事等の整備促進等)
- ○広域レンタサイクル事業



4. 桜川市自転車活用推進計画の位置づけ

玉

自転車活用推進法

(平成29年5月施行)

第2次自転車活用推進計画

(令和3年5月閣議決定)

安全で快適な自転車利用環境創出

ガイドライン

(平成28年7月改定)



茨城県

いばらき自転車活用推進計画

(平成31年3月策定)

いばらき自転車ネットワーク自転車通行 環境整備ガイドライン (令和2年3月策定)

つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進 協議会 (平成30年7月設立)

桜川市

桜川市第2次総合計画

(平成29年3月策定)



第2期桜川市まちひとしごと総合戦略

(令和3年1月策定)

桜川市田園都市づくりマスタープラン

(平成31年2月策定)

桜川市景観まちづくりマスタープラン

(平成22年10月策定)

第2次桜川市立小中学校適正配置基本計画

(平成31年2月策定)

桜川筑西IC周辺都市整備構想

(平成22年10月策定)

桜川市地域防災計画

(令和2年3月策定)





桜川市自転車活用推進計画